

第1082回教育委員会

令和2年4月16日
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議 題
 - 議第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について (高校教育課)
 - 議第2号 令和2年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について (義務教育課)
- 5 閉 会

議第 1 号

新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について

新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）第5条第1項の規定により、下記のとおり専決処理したことについて承認する。

記

- 1 県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について（令和2年4月5日）
県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、各県立学校において感染拡大防止対策に係る緊急点検を行い、体制整備が図られた学校から順次新学期を開始する。
- 2 県立学校における臨時休業の見直しと今後の対応について（令和2年4月12日）
県内において新型コロナウイルス感染症の新たな感染者が連続して確認されている現状などを踏まえ、4月5日に指示した緊急点検を終了した学校から入学式（始業式）を行うものとし、終了した学校から順次、5月10日（日）まで、臨時休業とする。

提 案 理 由

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大、更には新たな感染者が連続して確認される状況への対応に緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年4月16日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕晃

1 県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について（令和2年4月5日）の概要

- 県立学校において、感染防止対策及び体制整備の徹底を図ることとし、体制が整備された学校から順次再開することとする。
新学期開始までは臨時休業とし、開始までの間は部活動も行わないこと。
 - (1) 「学校再開に向けた緊急点検」の実施について
 - ・安全な環境を確保するための対策が講じられているか、チェックリストに基づき点検を実施し、体制整備が図られた学校から順次始業する。
 - ・既に感染者が確認された地域の学校においては、より慎重に判断する。
 - (2) 児童生徒の出席停止措置について
 - ・児童生徒の中で、感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまでは、または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している者については、出席停止扱いとし、始業前に児童生徒及び保護者に周知する。

2 県立学校における臨時休業の見直しと今後の対応について（令和2年4月12日）の概要

- 4月5日に指示した緊急点検を終了した学校から入学式（始業式）を行うものとし、終了した学校から順次、5月10日（日）まで、臨時休業とする。
 - (1) 学習指導
 - ①臨時休業中の対応
 - ・登校日を設け、分散登校を基本とする。
 - ・児童生徒の安全確保のため、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策、感染クラスター発生予防対策を徹底する。
 - ・臨時休業中、登校日に課題の提出を求めるなど、学習習慣と生活リズムが保たれるよう工夫する。
 - ②5月11日以降に向けた準備
 - ・学校再開後の補充のための授業や教育課程に位置付けない補習についての実施方法等について計画を立てることとし、年間指導計画の見直しについても検討する。
 - ・児童生徒の心のケアに係る体制整備に向けた健康観察体制の構築、健康相談の実施等の支援を検討する。
 - (2) 部活動
 - ・部活動は行わないこと。
 - (3) 入学式
 - ・実施に際しては、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する、可能な限り座席の間隔を離す、近距離の発声や合唱を避けるなどの工夫、マスクを着用した上での実

施とする。また、参加者については、現時点では次のように限定する。

- ・参加者は新入生及び教職員とする。
- ・保護者は各家庭1名とするなど必要最小限の参加とする。
- ・在校生は必要最小限の参加とする。
- ・来賓の参加は御遠慮願う。

(4) 教職員の対応

- ・教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・教職員の出張については、真に必要なものに限定し、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまでは、または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している場合は、在宅勤務とする。

(5) その他留意事項

- ・感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うこと。
- ・(県立高等学校・県立中学校の場合) 今般の社会情勢を理解し、社会の構成員の一人としての自覚を持って行動し、臨時休業中の不要不急の外出の自粛等、生徒の行動変容を強く促す指導を行うこと。
- ・(特別支援学校の場合) 児童生徒の居場所の確保に配慮すること。
- ・臨時休業中の児童生徒の行動が家の中に限定されがちになることから、登校日における学級などでの話し合いを通して、行動可能な範囲で児童生徒自らが考える社会貢献活動(近所の清掃や家の手伝いなど)を促進する。